門川町建築物耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月 平成29年3月(改定) 門川町

り

第1章 はじめに	
1 計画策定の背景	2
2 門川町建築物耐震改修促進計画の位置付け	2
第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定	
1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況	3
2 耐震化の現状と目標設定	3
第3章 建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進を図	るための施策
1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針	6
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	8
3 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備	10
4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組	10
5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	11
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び	「知識の普及に関する事項
1 地震被害想定結果等の周知	12
2 パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催	12
3 自治会等との連携	12
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必	いまた。 いまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
1 関係団体との連携	13
2 その他	13

第1章 はじめに

1計画策定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の重要性

阪神・淡路大震災(平成7年1月発生)では6,434人の尊い命が奪われました。

このうち地震による直接的な死者数は5,502 人であり、さらにこの約9 割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったと言われている。

また、新潟県中越地震(平成16年10月発生)、福岡県西方沖地震(平成17年3月発生)、新潟県中越沖地震(平成19年7月発生)など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

特に、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震、さらに南海トラフ巨大地震について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

このため大規模地震発生に対する総合的かつ速やかな地震防災対策の推進が必要であり、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物の耐震化を図ることが特に重要とされている。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(耐震改修促進法)の改正

国においては、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)を改正し、建築物の耐震化について強力に促進していくこととした。

その後、住宅については、新成長戦略(平成22年6月閣議決定)、住生活基本計画(平成23年3月閣議決定)、及び日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)において、耐震化率の目標値が掲げられた。

このような状況を受けて、平成25年には、建築物の耐震に対する安全性の向上を一層推進するため、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表などの規制強化と 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置を盛り込んだ法改正が行なわれた。

このような経緯を踏まえ、宮崎県は、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進 を図るため、平成28年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を改定した。

2. 門川町建築物耐震改修促進計画の位置付け

耐震改修促進法第6条第1項において、「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。

これらの背景を受け、本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、国の「基本方針」及び「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を勘案し、また、「門川町地域防災計画」を上位計画とし、平成21年に策定した「門川町建築物耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)を改定する。

促進計画では、地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進していくことを最大の目的とする。

本計画の計画期間は、平成38年度までとする。

第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

1 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県における過去の地震の発生状況をみると、日向灘沖を震源としたマグニチュード7クラスの地震がほぼ十数年から数十年に一度の割合で発生しているほか、えびの市、小林市付近でもマグニチュード6クラスの地震が発生している。また、東南海・南海地震の想定震源域では約 $100\sim150$ 年の間隔で大規模な地震が発生しているとともに、静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフ全体を1つの領域として考え、科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ巨大地震が想定されている。

こうした過去の地震や地震環境を踏まえた門川町地域防災計画では、地震の規模及び被害を地震のケース毎に表2-1のように想定している。

表 2-1 被害想定結果の概要

			県内全	:体		門川町内
項 目		日向灘 南部地震	日向灘 北部地震	えびの・ 小林地震	東南海· 南海地震	南海トラフ 巨大地震
地震の規模	マグニチュード	7. 5	7. 5	6. 5	8. 6	9クラス
一地長の規模	最大震度	6 強	6 強	6強	6弱	7 ^①
最大津波高さ		約5m 約5m —		約 6m	約 12m	
人的被害	揺れによるもの	約 880 名	約 330 名	約110名	約20名	約 2,800 名
(死者数)	津波によるもの	最大約 670 名	最大約 670 名	_	約 670 名	₩7 2, 000 ⁄ 1
建物被害	建物被害 揺れによるもの 約22,600 棟 約14,400 棟 約4,4		約 4, 400 棟	約 700 棟	約 3, 600 棟	
(全壊棟数)	津波によるもの	最大 5, 200 棟	最大 5, 200 棟	_	約 5, 200 棟	ホソ 3, 000 代

出典:「門川町地域防災計画(平成27年3月)」より

2 耐震化の現状と目標設定

法第4条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成25年10月29日告示1055号)」に則し、本町においては、住宅、特定建築物及び町が所有する公共建築物について各々の建築物の用途毎に耐震化の目標を定める。

(1) 住宅

平成25年の住宅・土地統計調査^②をもとに推計すると、表2-2のとおり、平成26年度末現在の町内の住宅総数は約7300戸である。国の耐震化率^③の推計方法に準じて算定すると、このうち約5500戸(75.3%)の住宅が耐震性を満たしていると見込まれる。一方、約1800戸(24.7%)の住宅が、必要な耐震性を満たしていないと見込まれる。

① **震度7の地震**: 立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾く

ものや、倒れるものがさらに多くなる。(気象庁震度階級関連解説表より)

② **住宅・土地統計調査**: 我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の 実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的

に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

③ 耐震化率 : 耐震性を有する住宅・建築物数(昭和56 年6月以降の建築物数+昭和56 年5月以前の建築

物のうち耐震性を有する建築物数)が住宅・建築物総数に占める割合。

表2-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(単位:戸)

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56 以前の	6年5月 住宅② うち耐震 性有③	昭和56年6 月 以降の住 宅 ④	耐震性有住宅数⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (%) 平成26年度 末 ⑤/①	耐震化率の 目標 (%) (32 年度末)
木造戸建	6, 100	2, 000	300	4, 100	4, 400	72. 1%	
共 同 住宅等	1, 200	400	300	800	1, 100	91. 7%	
合 計	7, 300	2, 400	600	4, 900	5, 500	75. 3%	90%

[※]平成25年住宅・土地統計調査等のデータをもとに、国の耐震化率の推計方法に準じて算 定した平成26年度末での推計値

※参考資料 平成25年9月における門川町の住宅の耐震化の現状(単位:戸)

区	分	住宅数	昭和56 以前の	6年5月 住宅②	昭和56年6 月 以降の住			
	<i>)</i> 3	(2+4)		うち耐震 性有③		(③+④)	平成26年度 末 ⑤/①	
木戸	造建	5, 900	2,000	300	3, 900	4, 200	71. 2%	
共住宅	同三等	1, 200	400	300	800	1, 100	91.7%	
合	計	7, 100	2, 400	600	4, 700	5, 300	74.6%	

(平成25年住宅・土地統計調査による)

国の基本方針では、住宅の耐震化率について平成32年までに95%とすることを目標としている。

本町では地震による人的被害を半減させるため、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的 に取り組んできたが、平成26年度末現在で耐震化率が75%と目標に達していない。

そのため、引き続き耐震化に取り組む必要があり、住宅の耐震化率を 5 年後(平成 3 2 年度末)に 9 0 %とすることを目標とする。

平成32年度の住宅の耐震化率は、今後5年間の建替等による更新によって、79.5%と推計されることから耐震化率を90%とするためには、今後5年間で約836戸の耐震改修が必要となる。

(2) 特定建築物(町有施設)

実態調査及び国の推計方法に基づき推計した特定建築物[®]の耐震化率は、表 2-3 のとおりであり、このうち法第 1 4 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という)の耐震化率は 1 0 0 % である。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物8棟のうち耐震診断実施済みのものは8棟で耐震診断実施率は100%である。

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標(単位:棟)(平成 2 7 年度末現在)

		C 是 未 10 00 101 100				T III · 'IM/	(1/% = 7 -	
法	特定發	用途	建築物数 ① (②+③)	昭和 56 年 5 月以 前の 建 築 物 ②	昭和56年 6月以降 の 建築物 ③	耐震性有建築物数	耐震化率※ (27年度末) ④/① %	備考(施設名称) ※は昭和56年5月以前を示す。
多数の名	災害時の拠点となる施設	門川町役場、消防署、小・中学校、病所、老人人、病所、老人人、社センター、体育館等	11	3	8	1 1	100. 00%	門川町役場庁舎※ かどがわ温泉 心の杜 門川小学校特別教室棟※ 門川小学校教室棟 草川小学校管理・教室棟 西門川小学校管理・教室棟※ 五十鈴小学校特別教室棟 五十鈴小学校教室棟 門川中学校教室棟 門川中学校教室棟
多数の者が利用する施設 (法・	不特定 多数利 用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、 遊技場、美術館、 博物館、銀行等	1	0	1	1	100. 00%	門川町総合文化会館
法14条1号)	特定多 数の者	町営住宅	7	5	2	7	100.00%	西ノ山団地 51、52 棟※ 平城団地 53、54、55 棟※ 栄ヶ丘団地 A・B、C 棟
	が利用 する建 築物	寄宿舎、下 宿、 事務所、工場 等	0	0	0	0	0. 00%	
	計		1 9	8	1 1	1 9	100.00%	

(3) 優先的に耐震化を進める建築物の設定(町有施設)

特定建築物以外の町有施設においても、その用途、規模及び機能等により、耐震性を確保 する必要性がある小中学校、役場、体育館等について優先的に耐震化を促進する。

④ **特定建築物** : 法第 1 4 条に規定する一定規模以上の建築物(対象用途及び規模要件は表 3-1,P 7 参照)で、昭和 56 年 6 月以降に着工したものを含む。

⁽¹⁾ 多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)

⁽²⁾ 危険物を取り扱う建築物(法第14条第2号)

⁽³⁾ 本促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物(法第14条第3号)

(4) 重点的に耐震化を進める区域の設定

本町においては、重点的に耐震化を進める区域を、総合的な防災上の観点と、町内の耐震化の現況から、次のとおり設定する。

・**密集市街地・・・**密集市街地は、地震の発生により住宅が倒壊した場合、道路閉塞や出火によって避難や救急・消火活動が妨げられ、大規模な市街地火災が引き起こされるなど、 広範かつ甚大な被害につながるおそれがある。

このため、密集市街地における住宅及び建築物の不燃化・耐震化を重点的に促進する。本町では、尾末地区などの密集地区が該当する。

・大きな揺れ、液状化が見込まれる地区・・・「震度分布図・液状化危険度分布図」(県策定)で揺れや液状化による建物被害等の危険性が高いと見込まれる地区は、町全体の地震被害の最小化を目指す観点から重点的に耐震化を促進する。

(5) 階数2以上又は200㎡を超える建築物(町有施設)

特定建築物以外の町有施設についても、その用途、規模及び機能等により、耐震性を確保する必要性がある建築物について耐震化を促進する。

(6) 特定建築物(町有施設)の耐震性の公表

特定建築物(町有施設)については、前年度末における耐震性の結果を町のホームページなどに掲載し、建設課において閲覧に付する。

第3章 建築物の耐震診断、改修設計及び改修工事の促進を図るための施策

1 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。そのため、町はこうした所有者等に対して耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、改修設計及び改修工事を行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(1) 建物所有者の役割

建物所有者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を 図るよう努める。さらに、既存耐震不適格建築物^⑤の所有者は、耐震診断を行い、必要 に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 町の役割

町は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努め、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

また、本町内の建築物は、宮崎県が所管行政庁として耐震改修促進法による指導・助言、 指示等を行うことになる。これらの指導等に当たっては、町と県が連携した指導等を行う ことが望まれる。

このため、町は、県の日向土木事務所と連絡・協議体制を整備し、日向土木事務所の指導等に協力し、的確に町内の建築物の耐震化を推進する。

なお、耐震改修促進法における規制対象となる建築物は表3-1のとおりである。

⑤ 既存耐震不適格建築物:昭和56年5月31日以前に着工した建築物であり、耐震性が不十分な建築物のこと。

表3-1 耐震改修促進法における規制対象一覧(※義務付け対象は旧耐震建築物)

120	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4 790 1171 30 30 (710 120 12.	川リバ外外は山町辰姓朱	1707
特定既	存耐震不適格建築物の種類	特定既存耐震不適格建築物の 要件	指示対象となる特定既存耐 震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物 の要件
小中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援 学校 学校		2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ1500㎡以上	2階以上かつ3000㎡以上
	上記以外の学校	3階以上かつ1000㎡以上		
体育館(-	-般公共の用に供されるもの)	1階以上かつ1000 ㎡以上	1階以上かつ2000㎡以上	1階以上かつ5000㎡以上
ボーリング 動施設	場、スケート場、水泳場等の運	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
病院、診療	寮所	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
劇場、観覧	览場、映画館、演芸場	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
集会場、公	公会堂	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
展示場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
卸売市場		3階以上かつ1000㎡以上		
百貨店、マ を営む店舗	マーケットその他の物品販売業 浦	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
ホテル、旅		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
賃貸住宅 下宿	(共同住宅に限る。)、寄宿舎、	3階以上かつ1000㎡以上		
事務所		3階以上かつ1000㎡以上		
ホーム等に	ム、老人短期入所施設、福祉 こ類するもの	2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ2000㎡以上	2階以上かつ5000㎡以上
	センター、児童厚生施設、身体 祉センター等に類するもの	2階以上かつ1000㎡以上	2階以上かつ2000㎡以上	2階以上かつ5000㎡以上
幼稚園、伊	杂育所	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ750㎡以上	2階以上かつ1500㎡以上
博物館、美	美術館、図書館	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
遊技場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
公衆浴場		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
ブ、ダンス	テャバレー、料理店、ナイトクラ ホール等に類するもの	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
ビス業を営		3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
工場(危険 く。)	的の貯蔵場又は処理場を除	3階以上かつ1000㎡以上		
場等で旅るもの	車場又は船舶、航空機の発着 客の乗降又は待合の用に供す	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
自動車車のためのが	庫など自動車の停留又は駐車 拖設	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
保健所、利 物	放務署など公益上必要な建築	3階以上かつ1000㎡以上	3階以上かつ2000㎡以上	3階以上かつ5000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物		政令で規定するもの	500㎡以上	1階以上かつ5000㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2 超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

町は、建築物の所有者に対し耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に 積極的に取り組むとともに、その耐震化への取り組みをできる限り支援する観点から、耐震 診断、改修設計及び改修工事等の補助制度(表 3 - 2)の運用と、国の支援制度(表 3 - 3) 等の周知を図り、建築物の耐震化を促進する。

表3-2 補助制度等の概要 (平成27年12月現在)

	区分【事業名】概要		補助率					
区分			全体	(国)	(県)	(門川 町)		
			9/10	1/2	1/4	1/4		
		耐震診断	※加えて、	※加えて、(一財) 宮崎県建築住宅センター が 6 千円を補助				
	【木造住宅耐震化リフォーム			限度額:6	60 千円			
木造住宅	推進事業】 ・ <u>対象</u> :昭和56年5月以前 に建築された木造住宅	耐震改修設計	2/3	1/3	1/6	1/6		
耐震化	耐震化 ・ <u>概要</u> :右欄の各事業を行な う場合にその一部を助成 [®]	成訂		限度額:1	00 千円			
			1/2	1/4	1/8	1/8		
		耐震改修 工事	※補助率は耐震診断の結果によって異なる 場合あり					
			限度額:750 千円 (500 千円) ※診断の結果により異なる。					
木造住宅耐震改修	【門川町木造住宅耐震改修事業】 ・対象:昭和56年5月以前に建築された木造住宅・概要:右欄の各事業を行なう場合にその一部を助成	耐震改修 工事	_	_	_	対象工事 費の3割 (上限: 300千 円)		
社会福祉	(次世代育成支援対策施設整備系 ・ <u>対象</u> :市町村が施設を整備する 設、児童福祉施設、障がい者施設 の施設 ・ <u>概要</u> :介護保険施設等の整備は 用の補助	る保護施 投、その他	3/4	1/2	1/4	_		
施設整備	(地域医療介護総合確保基金) ・対象: 社会福祉法人等が整備で 着型施設等 ・ <u>概要</u> : 社会福祉施設等の整備は 用の補助	10/10	2/3	1/3	_			

⑥助成: 事業主体は門川町である。

表3-3 耐震改修税制等の概要 (平成27年12月現在)

区分		概要
住宅の耐震	所得税	平成31年6月30日までに行った耐震改修工事に係る標準 的な工事用相当額の10%相当(上限25万円)を所得税か ら控除
改修促進税 制	固定資産税	平成30年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額(ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額)
建築物の耐 震改修促進	法人税 • 所得税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価格の25%の特別償却
税制	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で 耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月 1日から平成29年3月31日までの間に政府の補助を受け て改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に 減額(改修工事費の2.5%が限度)
住宅ローン減税	所得税	耐震改修工事を行い、平成31年6月30日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税から控除(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

表3-4 耐電改修融資制度等の概要 (平成27年12日現在)

	耐震攻修融資制度等の概要 (平成2/年12月現在)
対象	概 要
個人向け	住宅金融支援機構 ・融資限度額:1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限) ・金 利:償還期間10年以内1.04%、11年以上20年以内1.28% (平成27年6月1日現在) ・保 証 人:不要 死亡時一括償還型融資の場合 融資限度額:1,000万円(住宅部分の工事費が上限) 金利:1.28% 保証人:(一財)高齢者住宅財団による保証
マンション 管理組合 向け	住宅金融支援機構・融資限度額:500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)・金利:償還期間10年以内0.77% (平成27年6月1日現在)・保証人:必要 ※上記は、(公財)マンション管理センターの保証を利用する場合

3 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断、改修設計及び改修工事が行えるよう情報等の提供等を 含めた環境の整備に努める。

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の充実

県は、県民が耐震診断、改修設計及び改修工事を依頼する際に安心して相談ができる専門技術者の確保を図るため、建築士を対象とした講習会を毎年開催し、「木造住宅耐震化リフォーム推進事業(木造住宅の耐震診断)」を行う専門技術者「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、県及び町の窓口にその名簿を配架し、誰でも気軽に相談できる耐震診断士として住民へ情報提供を行う。

(2) 相談窓口の設置・活用による相談体制等の充実

県及び町は、建築物の所有者等から耐震診断、改修設計及び改修工事に関する問い合わせ等に対応するため、県(建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所)及び町の耐震関係担当課に設置している相談窓口の活用を図り、積極的に情報提供を行う。また、住民の多様な相談内容に的確に対応できるよう、(一社)宮崎県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、相談体制や情報提供の充実を図る。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、また、費用面でのメリットもあることから、相談窓口での誘導をはじめ、県や建築関連団体と連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

また、現在インターネット上で多様な機関から、住宅に関する様々な情報提供が行われているが、「住まいの情報発信局」は、住宅関係団体や、公的機関の幅広い参加により運営される住宅に関するポータルサイトで、中立性、信頼性が高く、より役に立つ住宅情報を提供することを目指して開設されていることから、積極的に利用をPRしていく。

なお、提供されている情報は次のとおりである。

ア 新築やリフォームの設計や工事などの事業者

イ 住宅に関する中立的な相談窓口やその相談事例など

・住まいの情報発信局

http://www.sumai-info.jp/

4 地震時の総合的な安全対策を図るための取組

(1) 建築物等における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の落下防止対策、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策、よう壁、がけ地等の災害対策などが指摘されているところである。そのため、宮崎県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導等を強化していく。

また、地盤の液状化による建築物への被害も想定されていることから、建築物の新築時等に地盤改良や基礎強化等の液状化対策について指導・助言を行っていく。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定[®]が必要となった場合、町は県と協力し判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士[®]の派遣要請や判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

「被災建築物応急危険度判定制度」については、阪神・淡路大震災により、その重要性が認識され、宮崎県においても、約1,000名の「宮崎県被災建築物応急危険度判定士」の養成・登録を行っている。

また、判定士の能力向上と安定的な養成・確保を図るため、年に4回の講習会及び実際の建築物を対象に判定する模擬訓練を実施するとともに、本県が被災したことを想定し、 実施本部等の立ち上げから判定士の要請・受け入れに至るまでの一連の流れをシミュレートする研修会を実施することにより、円滑な登録の更新やこの制度の機能維持に努める。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県は、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の効果的な輸送のため、第一次・第二次緊急輸送道路を宮崎県防災計画に位置づけている。これらの路線ついて、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める路線として、法第5城第3項3号に基づき指定する。(表3-5)

所管行政庁は、当該する建築物所有者に対し周知を行い、当該建築物の耐震化の促進に努める。

表 3-5 法第5条第3項第3号に基づく道路の指定(平成28年2月現在)

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路(宮崎県指定)

第1次緊急輸送道路
第2次緊急輸送道路
○一般国道10号
○一般国道388号

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路(門川町指定)
指定道路なし

11

[®] 被災建築物応急危険度判定 : 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

[®] 応急危険度判定士 :被災建築物応急危険度判定に従事する者として、知事が定める者。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

町は、耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組む。

1 地震被害想定結果等の周知

町民自らが耐震診断、改修設計及び改修工事を実施していくためには、自分が住んでいる地域の 地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、地震被害想定結果等をホームページで公表しているが、これらの情報を広く県民に周知する。町においてもこれを活用したハザードマップ等を作成・配布し、地震に関する地域の危険度について周知を図る。

- ・県における最大クラスの地震動に関する想定(平成25年) http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00168.html
- ・県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定(平成25年) http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kurashi/bosai/page00172.html

2 パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催

既存建築物の耐震性の向上を図るため、広報・ホームページ等の活用やパンフレットの作成・配布、 出前講座、講習会等の開催を通じて、町民や建築物所有者等に対する普及・啓発に努めてきたとこ ろであり、今後も県及び建築関連団体と連携して耐震化等に関する情報提供並びに耐震化の必要 性・重要性について啓発を行う。

3 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自助」・「共助」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要であることから、町が、自治会や町内に約32箇所ある自主防災組織と連携して実施する地震時の危険箇所の点検や、地域における地震防災対策の啓発・普及等の取り組みを支援する。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

建築物の耐震化を促進するためには、(一社) 宮崎県建築士会日向支部、(一社) 宮崎県建築士事務所協会日向支部をはじめとした建築関係団体や宮崎県建築連絡協議会、宮崎県住生活協議会等と協働して、町民への働きかけや町の相談業務の補完などを実施するとともに、町レベルでの組織化を促進することが重要であり、今後とも、こうした建築団体等と更なる連携を図り、所有者に対する啓発等を行っていく。

2 その他

本計画は、原則5年ごとに検証する。